

2021年3月12日
一般社団法人 日本電機工業会
サーボ業務専門委員会

「モータ単体及び設備、機械に組み込まれたモータ」に関して

当会ウェブサイトに掲載している低圧モータ海外効率規制で「モータ単体及び設備、機械に組み込まれたモータ」が規制対象になっているが、その出典はCEL(エネルギー効率標識実施規則)なのかGB規格なのか記載箇所のエビデンスを知りたいという質問がありました。

結論としては「モータ単体及び設備、機械に組み込まれたモータ」を記載したエビデンスはありません。ただし、2012年にインダクションモータについて、現地調査の際に、質疑応答で中国標準化研究院から口頭で以下の回答を得ました。基本的にはPMモータもインダクションモータと同じ扱いになります。

参考：<http://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pdf/imotorchina4.pdf>

1) 間接的な輸入品の取扱い

- ① 機械に組み込まれたモータも規制の対象となる。
- ② 完全にモータが機械に組み込まれて、銘板が見えないようなものは対象外である。
(例：冷蔵庫のコンプレッサのモータ。ただし、空気圧縮機でもカバーを開ければわかるものは対象となる。)
- ③ 自社工場の生産設備を中国へ移設するようなケース（販売しなくても）でも輸入するのであれば規制の対象となる。

2) リプレイス用部品の取扱い

リプレイス用部品についても規制の対象となる。（税関にて判断）

また、CEL-038: 2020に以下の記載があります。

【原文】

不适用的电动机主要包括：

- (1) 与其它设备如泵、风扇、压缩机、曳引机和减速箱等完全嵌合而不能单独分离测试的电动机；
- (2) 制动器在电机机壳内的电动机（风扇罩内算机壳外）

【仮訳】

該当しないモータには、主に次のものが含まれます。

- (1) ポンプ、ファン、コンプレッサ、牽引機、ギアボックスなどの他の機器と完全に統合されており、個別にテストできないモータ
- (2) ブレーキがモータケーシングの内側にあるモータ（ファンカバーの内側はケーシングの外側）

このことは、モータが設備、機械に組み込まれ、分離して効率試験ができないモータは対象外ということであり、逆に言えば、取り外して試験ができるモータは対象となります。

サーボモータは装置に組み込まれて輸出されることがほとんどですので、装置メーカなどが中国へ輸出するとき、どういう設備、機械に組み込まれるかは把握できません。

モータ単体の効率規制ですが、モータメーカとしては、分離して試験ができるものは対象と考えます。このため、「モータ単体及び設備、機械に組み込まれたモータ」が規制対象と記載しています。

なお、通関時には、HS コードで管理しており、能効管理範囲内か、範囲外かをチェックします。

具体例として、某設備メーカが、破碎機を中国に輸出したいが、規制対象になるのかと問合せがあり、モータメーカとしては、ラベルを表示しなければなりませんと回答しました。

某設備メーカが、北京の標識管理センターに確認したところ、破碎機自体は能効管理の規制範囲には対象外で「この機械は通関時にラベルを表示しなくても問題ない」との文面を入手したことです。

「PM モータのエネルギー効率ラベルに関する Q&A」の A12 に記載のとおり、各税関は独自のチェック基準を定めているので、設備に組み込まれた場合でも、チェックされる可能性があります。基本的に通関時の申告品名を「モータ」で記載すれば、ラベルチェックが入ります。単体のモータはラベルを表示しなければなりません。

以上